

JGAP 審査員規約

本規約は、一般財団法人日本 GAP 協会に登録された、JGAP 審査員補、JGAP 審査員、JGAP 上級審査員、(以下まとめて「審査員」)に適用される。

(心得)

第1条 一般財団法人日本 GAP 協会(以下、協会)に登録された「審査員」は、JGAP の理念を尊重し、農場に対して誠実な審査を行う。

- 2 審査員は、「JGAP 総合規則(旧 JGAP 運営・審査・認証の規則)」を十分に理解し、遵守に努める。
- 3 審査員は、審査のための知識向上に努める。

(審査員の登録、継続)

第2条 「審査員」とは「JGAP 総合規則」に定める審査員の登録要件を満たし、協会に登録された者のことをいう。

審査員の登録を希望する者は、下記の登録要件が確認できる登録申請書を、JGAP 審査・認証機関に確認の署名・捺印をもらった上で協会に提出する。初回登録の有効期間は登録月から翌年3月末日とする。

審査員補の登録要件

- (1) 農業、団体の営農指導員のいずれかの経験3年以上、あるいは JGAP 指導の経験3 認証農場以上、普及指導員、技術士(農業分野)、農業技術検定2 級以上、農業大学校又は農業系の学校出身者で農業実習の経験のある者、もしくはそれらと同等と審査・認証機関が判断する実務経験
- (2) 日本 GAP 協会承認 JGAP 指導員基礎研修 合格
- (3) 日本 GAP 協会承認 審査員研修 合格

審査員の登録要件

審査員補の登録要件に加え、下記の要件を必要とする。

- (1) 日本 GAP 協会承認 JGAP 内部監査員研修又は JGAP 団体認証講座 合格
- (2) 審査員または上級審査員の立会いにより相応の力量が確認された個別審査または団体審査における農場の審査3 件以上の実施記録

上級審査員の登録要件

審査員の登録要件に加え、下記の要件を必要とする。

- (1) IRCA/JRCA/RAB/JFARB 認定のマネジメントシステム審査員コース 合格または日本 GAP 協会の認めるマネジメントシステム審査員研修コース 合格
- (2) 農場の審査15 件以上、及び上級審査員または協会が上級審査員と同等と認定し

----- 一般財団法人日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農業研究所ビル4 階

TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113

た者の立会いによる団体事務局の審査 2 件以上の実施記録

- 2 登録の継続について、「JGAP 総合規則」に定める審査員の登録継続要件を満たし、協会に登録された者が「審査員」として認められる。登録継続要件を満たせなかった場合、審査員はその処遇について協会の指導に従う。

上級審査員、審査員の登録の継続

下記が確認できる登録継続の申請書を年に 1 度協会に提出する。

- (1) JGAP 審査・認証機関もしくは審査員研修機関が開催する審査員向け研修への参加 年 1 回以上
- (2) 農場の審査 年 3 件以上。上級審査員は、これに加えて団体事務局の審査 2 件以上
- (3) 日本 GAP 協会が指定する研修の受講

審査員補の登録の継続

下記が確認できる登録継続の申請書を年に 1 度協会に提出する。

- ・日本 GAP 協会が指定する研修の受講

- 3 更新後の有効期間は、4 月 1 日から翌年 3 月末日の 1 年間とする。

(資格の特典)

第 3 条 審査員は次の特典を有する。

- (1) JGAP に関する最新情報の提供を受ける
- (2) JGAP 指導員の資格
- (3) JGAP 定期研修（インターネット研修）の無料受講

(資格の表現)

第 4 条 審査員は、その資格を名刺等に表現することができる。ただし、表現方法は下記の通りとする。

審査員補	登録番号 XXXXX-p
審査員	登録番号 XXXX-i
上級審査員	登録番号 XXXX-a

(審査員カード)

第 5 条 審査員には、協会より「審査員カード」が発行される。本カードは審査員の資格を表すものとして使用し、他の目的には使用しない。また複製を許可しない。

(資格の譲渡等の禁止)

----- 一般財団法人日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所ビル 4 階
TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113

第6条 審査員は、その資格を第三者に譲渡、提供、転貸、又は代理使用してはならない。

(登録の取り消し)

第7条 下記の場合において、審査員の登録が取り消されることがある。取り消しの判断は協会が行う。

- (1) 審査を担当した農場・団体との不適切な関係が原因で、審査結果が信用できないと協会が判断した場合。あるいは、不適切な関係が発覚した場合。
- (2) JGAP 及び協会の信用を傷つけたとき。
- (3) 別途定める登録費を支払わない場合。

(活動の範囲とその責任)

第8条 審査員は、次各号の活動を行うことができる。

- (1) JGAP 審査を実施する。

担当できる審査は下記の通り。

- ① 審査員補：審査員または上級審査員の立会いの下で、個別審査及び団体審査における農場の審査を担当することができる。
- ② 審査員：個別審査及び団体審査における団体事務局における農場の審査を担当することができる。また、IRCA/JRCA/RAB/JFARB 認定のマネジメントシステム審査員コースに合格した上で、上級審査員、または協会が上級審査員と同等と認定した者の立会いの下で、団体審査における団体事務局の審査を担当することができる。
- ③ 上級審査員：個別審査及び団体審査における団体事務局の審査と農場の審査を担当することができる。

- (2) 農場・団体に対し JGAP の指導、コンサルティング活動を行う。ただし、審査日から前後 3 年以内は、審査を担当する（した）農場・団体に対しコンサルティングを行ってはならない。

- (3) 研修会等を開催する。

2 審査員は上記活動を行うにあたって、「JGAP 総合規則」に定める審査員の独立性と守秘義務を遵守しなければならない。

3 審査員は上記活動について自己責任の下で行い、協会は一切の責任を負わない。ただし、(1) の審査は、JGAP 審査・認証機関の一員としてのみ行うことができ、個人では行えない。実施した審査の責任は JGAP 審査・認証機関が負う。

(個人情報の取扱い)

第9条 審査員は、審査及び指導、コンサルティングで得た個人情報の取扱いに十分配慮する。

----- 一般財団法人日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所ビル 4 階

TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113

- 2 協会は審査員の個人情報を JGAP 審査の信頼性確保の目的でのみ使用し、他の目的では使用しない。

その他、前各号に付随すること

附則

本規約は 2008~~9~~年 1~~8~~月 1 日より施行される。

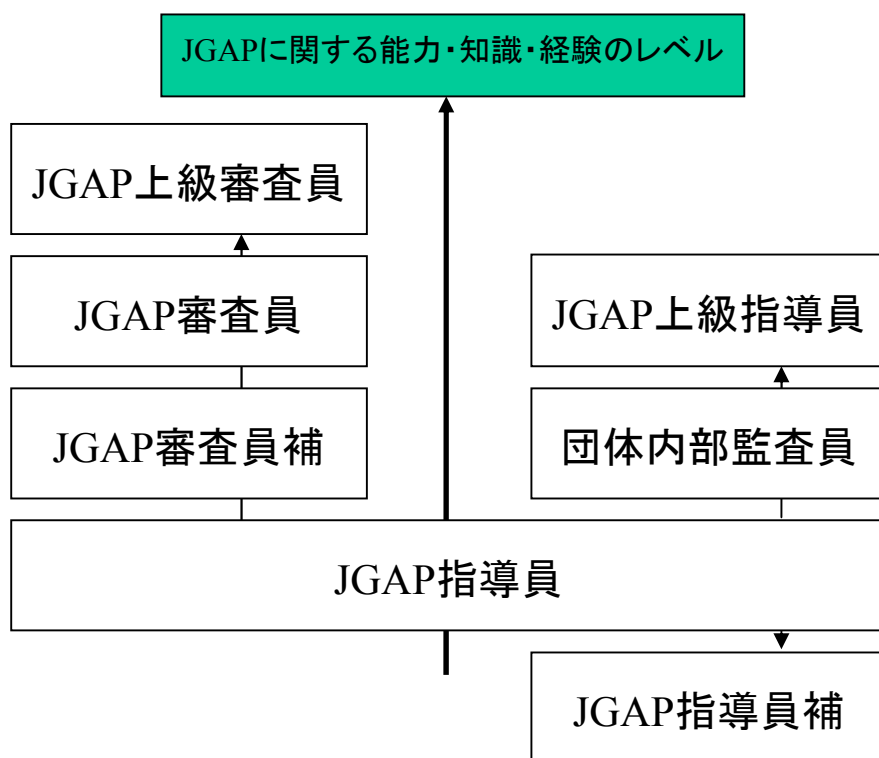
改定日

第 1 改定日：2010 年 7 月 1 日

第 2 改定日：2011 年 10 月 30 日

第 3 改定日：2015 年 4 月 6 日

一般財団法人 日本 GAP 協会
東京都千代田区紀尾井町 3-29
日本農業研究所ビル 4 階



----- 一般財団法人日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所ビル 4 階

TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113